

人材紹介手数料に関する契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社クロテック（以下「乙」という）とは、乙から甲に対して行われる人材紹介の手数料等に関して、以下のとおり契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

- 第1条 甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。
- 第2条 乙は、甲が採用する・職務要件に該当する人材を甲に紹介する。
- 2 甲及び乙は、求職者の個人情報を厳重に管理し、いかなる第三者にも開示、漏洩してはならない。
- 第3条 甲は、乙が実施した人材の紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙が甲に紹介した人材（以下「候補者」という）が甲に採用された場合、採用後1年間の想定年収（以下「想定年収」という）の〇〇%（消費税別途）を乙に支払うものとし、その支払いの時期は、候補者の入社日までとする。
- 2 前第1項の想定年収は、採用後1年間分の本給に、甲の規程に定められた諸手当（通勤手当及び時間外手当は除く）及び賞与（1年を通じて在籍した場合の額）を加算して算出するものとする。
- 3 乙が甲へ紹介した候補者が入社後半年以内に自己都合で退社した場合、乙は甲へ紹介料の半額を返金するものとする。
- 第4条 甲及び乙は、本契約履行により得られた相手方の会社情報及び人材に関する情報を第三者に漏らしはならないものとする。
- 第5条 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
- 3 甲又は乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らかの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。
- 第6条 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日迄とする。
- 第7条 この契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合、甲乙双方誠意をもって協議し決定するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

住 所
名 称
代表者名

(乙)

住 所 千葉県千葉市若葉区都賀3-22-9 ヴィラグレイス 201
名 称 株式会社 クロテック
代表者名 代表取締役 黒澤 友詞
許可番号 12-ユ-300361

覚 書

〇〇〇〇株式会社（以下甲という）と株式会社クロテック（以下乙という）は、令和 年 月 日付で甲乙間にて締結した「人材紹介手数料に関する契約書」に基づき、甲は下記採用決定者が入社内定した場合に紹介手数料を支払うものとし、本覚書 2 通を作成し、記名捺印の上、甲乙各 1 通を保有する。

記

1. 採用決定者 氏名

2. 入社予定日 令和 年 月 日

3. 紹介手数料 円 (消費税別)
(年収 円の %相当額)

4. 支払方法

甲は、当該採用決定者の入社日までに、紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

以 上

令和 年 月 日

(甲)

住 所

名 称

代表者名

(乙)

住 所 千葉県千葉市若葉区都賀 3-22-9 ヴィラグレイス 201

名 称 株式会社 クロテック

代表者名 代表取締役 黒澤 友詞

許可番号 12-ユ-300361